

# 議会改革特別委員会

平成31年1月22日

葛城市議会



開 会 午後1時30分

**杉本委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。初めてのことでかなり緊張しておりますけども、副委員長の吉村始副委員長と今年1年、議会改革にしっかり取り組んでいきたいと思っております。皆さん、寛大な心でよろしく願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願い申し上げます。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）議会改革に関する事項等についてを議題といたします。

本件につきまして、12月定例会中に開催されました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の中で、藤井本議長より、委員会協議会のあり方、また理事者側と事前に打ち合わせを行うことのあり方につきまして、議会改革に関することを所管としております議会改革特別委員会の場で一度協議してはどうかというお話がありました。正副委員長で相談させていただいた結果、本日の委員会で委員各位のご意見をお伺いさせていただくこととなったところでございます。また、委員会の最後には、今後の議会改革特別委員会の協議事項について議題とさせていただき、今後において、委員会としての議論をしていく案件についても委員各位からご意見をいただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、先ほど申し上げました委員会協議会のあり方についてご意見を伺いたいと思っております。委員会協議会につきましては、議会内部の非公式な会議でございますが、委員会を効率的に、そして円滑に運営するための前さばき的な役割であったり、また、その手続などの確認を行うために開催しているという側面もございます。

しかし、一方で、協議会の開催が多く、公式な会議である委員会の開催が少ないのではないかというご意見もございます。今後の葛城市議会の委員会協議会のあり方について、委員会のあり方という部分も含め、何かご意見ございましたらお伺いできればと思います。

何かご意見ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** このたびは、議長の問題提起によって、議会のありようを検証するという事で議会改革特別委員会を持たれたこと、今後とも議会のありようについて、より市民に開かれた議会、市民の方々が参加できる議会とかいうふうな形で議会改革を進めていけたらなと思っております。

1点目の、委員会の協議会のあり方ということでもありますけれども、これも、私も調べましたら、委員会協議会ということをやっておられる議会は、奈良県下の議会でもそう多くないと、ほとんどやられてないということを、私の知る範囲ではそういうことを聞いておるんですけれども、ただ、これももう1個踏み込んで言いますと、そもそも公開してるのが本会議のみで、委員会は公開してないというふうなところもあたりして、非常にいろいろなんですよね。ですから、私としては、市民の皆さんの中に、協議会ばかりで何やってるかわ

からんから、もうちょっとちゃんと公開してくれという意見があったので、それについては真摯に受けとめて、私は、できるだけ委員会で公開していくのが筋だろうと思うんですけども、葛城市のこれまでの歴史的経過もあったり、他市は他市で経過もあったりすると思いますので、もうちょっとその委員会と、それから公開のあり方について、他市の状況も含めて調査していただけたらなというふうに思います。その上で葛城市議会のあり方というものも考えていったらいいのではないかというのが、これ、1つです。

もう一つは、そうは言っても、この間、ご批判を受けておりますのは、協議会が多くて、市民が非常に興味を持っている出来事についてなかなかどうなってるんだということで、オープンにならなかったということについては議会としても反省すべきところだろうと思っております。私自身は、協議会においても、皆さん本当に真剣に議論をされ、丁々発止、本当に皆さん真剣に調査のために意見を闘わせているわけでありますから、それを市民の皆さんにしっかり見ていただくというのは、私はふさわしいのではないかなというふうに思っております。だから、協議会の数をできるだけ減らして公開にしていくということを今後とも考えていく必要があると私自身は思っています。

その理由として、1つは、市民の皆さんの関心が高いことについては、できるだけテンポよく市民の皆さんに情報提供できるような形が望ましいのではないかとことです。2つ目は、委員会が協議会で議論した経過が余りわからないまま、結論だけを委員会で追認していくということになると、やはり市民の皆さんが一番知りたいところ辺が知りにくいのではないかとというふうに思います。3つ目は、協議会ですと議事録を残して、その議事録を公開するというにならないので、検証というのが非常に難しくなるということからも、できるだけ協議会は避けて委員会にすればいいのではないかと考えてます。4番目には、やはり市民の皆さんの目が、インターネットでもありますし、議事録でも残るということから、議会として冷静な議論がしやすいのではないかと。この点につきましては、この間、協議会では、それこそ本音のぶつけ合いで激しい議論になることもあります。それが、ひいては感情的なしこりとか、そうなるのはよくないところがありますので、やはり公の場で節度を持って議論しやすいということになろうかと思っておりますので、私としても、議長が問題提起されましたけれども、できるだけ協議会は必要最小限にとどめていくべきではないかと。

ただ、一部聞きますと、他市では、全て協議会をやらずに委員会でやってるということをもって、その理由でもって全部委員会にするというのは、先ほど申しましたように、議会の公開ということで、公開してないところはそういう形でやっておられる。ほかの方法で何らかの打ち合わせなんかをやっておられる可能性もありますので、そこは冷静に調査した上で判断していく必要があるのかなというふうに思っています。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 何を言うたはるのかようわからへんけど、協議会はやってもええいうことかいな。もともと、協議会と言おうが懇談会と言おうが、これ、いろんな、議員必携を皆さん、皆読んだは

と思うけれども、やっぱり議員そのものが、議会というか委員会そのものが必要とする協議会があるのと、それと、理事者側が事業、施策を打つについて、議会の委員会にすぐ諮っていきべきものなのか。それとも、理事者が何らかの大きな施策をやるときに、議会から理事者に対して、例えば特別委員会を設置すると、それが必要なかどうか。そういうふうなことと、理事者側からいろんな事業をやるときに、これは特別委員会をつくっていただいて、ほぼ全員の所管にまたがるようなものはそういうふうなことをやってくれとか、そういうふうな話も出てくると。

それと、もう一つは、本会議も委員会もいろんな施策そのものを、本会議、委員会等でいろんな意味で紛糾してくると。その意見調整をせないかんとするときには、これ、協議会という、議会が必要な部分というのは、初めて議員になるとか、1年に1回、紳士協定やから議長選や役選をやるわけで、そんなときに委員会としての委員の構成であるとか、それが決まったときに、そしたら委員長、副委員長、これをどうしようとか、所管のことをどうしようとかいうときには、それを別に委員会でできる話とできやん話と、議会として必要な部分が1つあるというのが1つと、それと、理事者側なり何なりが施策を大きく打つときに、そのあり方をどうしようかというふうなことをどこの委員会でやるねんというときやったら、全員協議会でやるのか、そういうふうなことも、協議会というのは全員協議会も協議会やからね。

それと、いろんな本会議や委員会をやっている最中で議論が紛糾してきて、どう取りまとめていくのかという委員長そのものも、協議会でいろんな話、というのは、委員会というのは、委員会規則というか議会規則できちっと縛られるわけやから、発言は、今でも。せやから、前さばきが必要やということ言うてるので、協議会と言おうが懇談会と言おうが、はっきりとそれは、長を受けたり議長を受けたりする者にとっては必要な部分が出てくるということ言うてる。ただ、谷原委員がおっしゃるように、市民に知らしめやんところと思って、あんまり公開しやんところと思ってやってるわけではないから、それ、必要やから協議会をやるので、そのときには、道の駅のことを新聞やあんなんで批判されたさかいに何でも協議会ばかりと、そういうところの批判があるからそういう話が出てくるのは、もちろんそういうこともあるねんけども、これ、議員必携、ハンドブックのところにも書いてありますよ。こんな別にあれと違うけれどもね。それはそうですねん、これ。委員会で審査または調査を行っている場合、委員会の審査になじまない事案が生じることがありますと。例えば、委員会の人事に関する事項や第三者のプライバシーに関する事項などがこれに該当しますと。この場合、一度委員会を閉じ、協議することがありますが、これを委員会協議会といいますと。この委員会協議会を多用すると委員会本来の存在意義が薄れ、形骸化してしまいますが、必要により活用することはやむを得ないと思いますと。なお、委員会協議会の議事は、会議録には記録されませんと。ただ、ここに言うように、委員会協議会を多用することは控えた方がええというのは、確かにそういうことですので、この協議会というのは、議員の常識でこういうことがあったら委員会協議会にしようと、それを懇談会と名づけるかどうかは別にして、はっきりと協議会という方が、そんな懇談会というよりも会議らしい

し、その方がええのと違いますか。市民に知らしめんがために、こういうことがあったら協議会にしようかと、そんなのではないわけ。やっぱり議会をスムーズに運営していく、そのために協議会が必要や、必要なときは協議会をやると。それは、そういうふうに決めていただいた方がええんじゃないですか。僕は、せやから、協議会は、多用はしたらあかんけれども、必要やと、調整するのは。そういうことでございます。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私も基本的に西川委員がおっしゃったように、協議会を全くなしにしろとかいうことではないんです。先ほどおっしゃいましたように、とりわけ人事とかプライバシーのことにかかわる問題、そういうことについて、あるいは紛糾したことについての取扱いですね。問題は、それを1つルール化するというか、つまり、委員会を基本として、委員会でこういうふうになったから、この事項については協議会をやりましょうと。紛糾したことについては、この問題について紛糾しましたので、この問題について、例えばやりましょう。それは、委員長、副委員長の判断なり、その委員会なりの判断をもって、きちっと何らかの形でルール化してる方が、こういう理由でこの点については協議会を持ちますというふうなことをもって協議会に入っていくと。そこのルールがこれまでは、次回も協議会でというふうな感じでさっと流れることがあると思いますので、委員会を基本としながら、協議会であることを限定していくという何らかの試みがあった方が私はいいのではないかなと思います。

先ほど西川委員がおっしゃったように、例えば、理事者側が大きな事業について説明するときには、これは全員協議会でやりますとか、例えば、先ほどありました人事のことについては、これも、これまでもずっと全員協議会でやってることでですけど、それについては全員協議会でやりますというふうに、ただ、委員会で調査事項ですね。委員会でこの間、問題になってるのは、調査事項において調査特別委員会で協議会をやるとわかりにくいので、少なくとも委員会でこの事項について協議会をやってますというふうなことが説明できるような形であれば、限定して説明していけるのであればいいのかなというふうに私自身は思いますので、そこら辺のルール化ということの検討が必要なのではないかなと思いました。

以上です。

**杉本委員長** 増田委員。

**増田委員** 谷原委員も西川委員も内容的には同じですし、私も同じように思います。これ、2つといいますか、二面性があると思うんです。こういう議論になった理由ですね。1つは、調査特別委員会において、非常に市民の関心のあるテーマについて委員会が開かれなかったという、市民にしてみれば、調査特別委員会をつくりながら何をしてるねんと、こういうふうなことが協議会のところに波及してきたのかな。この委員会が開催されなかった理由というのは、そもそも論から言うと、理事者側の資料の提出がなかったとか、前回の道の駅でも委員会でございましたように、私も、もっと開いてくれというお願いもしましたけども、開かなかった理由というのは明確にされてたということであつたんですけども、市民にとってみれば、その理由というのはなかなか理解できなかった部分も非常にあつたのかなということで、このような協議会についての議論になったのかなというふうに思います。

一方、慣例として協議会を多用しているということについては、先ほどから議論がございましたように、打ち合わせ、確認作業等が必要であったということで、協議会は今後も、私も必要であるというふうに思います。ただ、協議会という名前で開催するのか、事前打ち合わせと、これ、協議会は、私のイメージでは、委員会のための打ち合わせ会議のような気がするんですけども、そんな曖昧な表現で会議を開くことができないのであれば協議会でも結構かとは思いますが、内容的には確認作業、打ち合わせをする会議としては今後も必要であり、ただ、両者がおっしゃってますように、必要最小限にとどめるということについては、私もそういうふうな開催をするべきかなというふうには思います。

以上でございます。

**杉本委員長** 西川委員。

**西川委員** 全員協議会というのと、それと、それぞれの所管の委員会に伴っての協議会というのを分けてるわけです。何でやいうと、もともと市町村でほとんどが委員会主義をとってるのか、本会議主義をとってるのか。本会議主義をとってたら、これは全員協議会でええわけです。ただ、本会議主義をとらんと、葛城市は委員会主義をとってるわけで、委員会主義をとってるということは、本会議へ上がったら、所管を委員会に振るわけで、これは総務建設常任委員会、これは厚生文教常任委員会、こういうふうに委員会付託していくわけやから、その付託された部分についてどういうふうなさばきをやっていくのか。これ、委員長そのものが、付託された段階でどんな案件になっていくのか、どういうふうな問題をはらんでるのかというように事前に協議会でやらないかん部分が出てくるわけやから、本会議主義は、もともと所管は決めてあるけれども、採決そのものは、本会議主義といたら本会議場で全部やってたわけやけども、今は委員会付託やって、委員会でその採決をするわけやから、その部分については、全員協議会もあるかわからんけれども、委員会付託された分、委員会を運営するための委員会協議会も出てくると。これは、そういうふうに認識しておいてもらわんと。懇談会や打ち合わせ会やというよりも、同じことなら協議会という形を今までずっととってきたわけやから、それを余りおかしな、多用、言うてるように、市民に知らさんがための協議会と違うわけやから、そこらは運営上、僕は必要なものやと思いますので、そのルールをどうこしらえるかはまたいろいろ協議していただいたらええけれども。そこらは認識しておいていただきたいなど。全員協議会だけじゃないです。委員会主義をとってたら委員会協議会も必要になってくるわけやから、委員会で採決して本会議に臨むわけやから、そこらはそういうふうに調整をせんなん部分は各員会で出てくると思いますよ。

**杉本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 奥本でございます。

ちょうど今、私が言おうとしているところを西川委員がおっしゃったんですけども、そもそもこの問題の本質というか、公開にしないといけないというところは何かというのを考えたときに、これ、こういう問題があって、ここをこの委員会に付託しますというところを事前に言っているがために、その後どうなったのか知りたいと、そこだと思うんですよね。全員協議会みたいにその場、その場で応じて、この話し合いますよと言ってないのとはまた

わけが違うので、その問題の本質が若干違うので、付託しますよ、どうなりましたということ報告さえすればいいわけであって、そここのところのルール化という意味でうまく話、例えば、そのルール化が具体的に何かというと、一定期間、何らかのアナウンスができなければ、話し合いができてなくても、決まってなくても、一応こういう形で進んでますというぐらいの公開に持っていか、その程度の何らかのルール化というのはその辺に必要なかなと思ってるんです。だから、全ての委員会あるいは協議会を同じ条件で扱うというのは、この場合不適當ではないかなと思うわけです。

**杉本委員長** 内野委員。

**内野委員** 私も、今、他市のことを調べたらというふうに言われてたんですけども、葛城市は委員会主義を先ほどもとられてるとのことなので、私も、やはりさばきの前の段階でさまざま協議する必要はあると思うので、委員会協議会でいいのではないかなと、そういうふうに思います。あとは、今インターネット中継になってるので、委員会で市民にわかるように協議会の内容を委員会で伝えるるる的なものをきちっとやって、今までどおりやっていったらいいのではないかなというふうに、皆さんの意見も聞かせてもらいながらそのように思いましたので。

以上です。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 前さばきのところという話が出てまいりました。委員会をやっていく上で前さばきも必要だろうと。でも、私が思うのは、この前さばきのところが一番おもしろいと。言ってみれば、市民の方とすれば、丁々発止議論があつて、委員会になるとその結論だけ。つまり、議論の過程ではなくて、協議会でこれで行きましょうと決まった結論だけがぽつと出て、採択してすぐ終わっちゃうという委員会が、例えば、百条の今持っている委員会でもそういうことになると。そうすると、市民の皆さんにとってはそこが非常にわかりにくいと。道の駅ではないです。これは百条の方なんですけれども、だから、そこは、百条の場合は質問事項とか誰を呼ぶかということがあるんですけども、それはそれとして協議会にするにしても、例えば、ほかの公開できる部分はちゃんと公開して、真剣に議論してるというところ辺は、皆さんに見てもらった方が、私は、議会としては、本来市民の方に関心を持っていただいて、行政のあり方とか市政のあり方についてそういう関心呼び起こす上でもいいのではないかなと思ってるので、だから、前さばきは不必要だということを言ってるわけではなくて、そこをできるだけ何らかの形で制限をして、できるだけ皆さんに知っていただくような方法がないかなと。そういう意味で、最小限に限るようなルール化ができれば、私は一番望ましいと思ってるんですが、もう一つ、これまで感じたのは、議会運営委員会のあり方なんです。議運のあり方なんですよね。先ほど西川委員がおっしゃったように、何を付託すると、大きい案件が出たらこれをどう議論すると、そういうのを全員協議会とか委員会協議会とかではよくなくて、議運の場合は、基本的にこれは非公開です。だから、議事をどう運営していくのかと。例えば、この調査委員会のあり方について、どういうふうに議会として運営していくのかということも含めて、議運の範囲を、本会議に出された案件だけではなくて、もうちょっ



と広くとって、今調査をやっている問題、あるいは付託されている案件、それをどのように議会としてやっていくかということを経験できちっと議論するというのも手かなと私は思っているんです。議運の場合は公開されないということなので、そういう中できちっと議事運営についてはやっていくと。だから、そこら辺のさばきのことということでいろんな問題がたくさんあると思いますので、そこをやりながらでもいいですから、これから協議会やりながらでもいいんですけども、協議会をやりながら、これは議運に任せようとか、これはオープンにしてもいいんじゃないかということ、我々も経験を積んでいかないと、これまでのことが当たり前のようにして我々はやってきてますので、そこら辺のことをもうちょっと見ていく必要があるのかなと。その上で幾つか割り振ってあげたら、もうちょっと皆さんに見てもらえるところがふえるのかなというふうに思いますので、今後の検証課題だとは思いますが。以上です。

**西川委員** 委員長、もうちょっと具体的に言おうか。具体的に前さばきが何で必要なのか。

**杉本委員長** お願いします。

**西川委員** 今の道の駅のことや百条の前さばきとは違って、先ほど言うたように、理事者がいろんな施策を打つについて、理事者そのものは議会に知らしめやんといろいろある程度進めた方が進めやすいという部分、それが理事者と議会との違いなん。せやけれども、このことについては、理事者は議会へ特別委員会をこしらえてもらわれへんかというふうなこともある。やらんとずっと進めていった方が理事者はやりやすいという部分は、それは議会から、これは特別委員会を設置せなあかんよと、こういうふうなこともある。というのは、もう終わってしもうてるけれども、多分クリーンセンターの特別委員会はあったはずやな。クリーンセンターの特別委員会は、ひょっとしたら、理事者としては議会で特別委員会なしで、所管、所管でやっていった方がやりやすいかわからへんと思うやろうか。せやけども、議会の方から、これは、所管が道路や、それと厚生文教常任委員会やいろんなところに派生していくものやから特別委員会を設置した方がええとやるわけ。そのときにいろいろと賛成、反対のいろんな意見が市民の中からも出たわけや、クリーンセンターについては。そして、道路のことに関してはどうやこうやと意見が出るわけや。この人は、どこの持ち物でどうやとか、そんなことが出てきたときに、ちゃんと委員会でそなん行かれへんさかいに前さばきが必要やでと、そういうふうなときには。そしたらメンバーをどないしていくんやと。そのときの特別委員会のメンバーをどないしていくんやと。これを一々委員会でやるのかいと。そういうふうなことがきっちり、そういうふうなものも含めて、今後わかりませんよ。理事者がどんなことを考えてるのやどうするのか知らんけれども、そういうふうなときに前さばきは必ず必要やん。そやから、協議会というものが必要になってくる。今言うように、谷原委員おっしゃるのはようわかりますけども、議会運営委員会は、それを設置するかそれをどうするかということまでの議運はやるけれども、議運は絶対中へ入らへんからね、そのことに関しては。そういうさばきは議運はやるけれども、さばきというか委員会構成をどうしよう、これをつくりますのか、どうしますのかという議会の運営上のことは議運ではやるけれども、それ以上のことは議運では、もし、委員会なり特別委員会が設置されたら、それはもうそっちの委

員会でのことになるので。そこらのことを僕は、今後、今、クリーンセンターのことを持ち出して具体的に言いましたけども、そういうことがあるということで、あれもやっぱり賛成、反対の市民がおられたわけで、今、議会も理事者も丁々発止のことをやって、今、あれ、できてるわけで、その間にはいろいろありましたよ。それを協議会なしでは進まへんと僕は思いますよ、そういうときは。具体的にはそういうことで必要やと。

**杉本委員長** 増田委員。

**増田委員** 先ほど谷原委員の方から、百条委員会について非常に結論だけの委員会であったと。これは、誤解のないように私、確認しておきたいんですけども、委員会に尋問していただく専任についての協議会というふうに、私、そのことをおっしゃってると思うんですけども、それは非常に結論だけの委員会で、10分程度の委員会であったと。そのことを捉えておっしゃってるのでしたら、あの議論を委員会の中で、先ほど西川委員もおっしゃってましたように、この人を呼びますか、呼びませんかという、呼ばない人の人名も全て委員会で事前に市民の方にネットで周知するというのも、それは問題があるということで、先ほどからおっしゃってるように、事前の協議会というのはシークレットといいますか、公開できない部分というのは必然的にあるのかなと。それが1点です。

それから、もう一つは、総務建設常任委員長として先ほどのお言葉に一言、物申し上げたいんですけども、委員会で委員長が発言を抑えたり、そういうことは一切しておりません。委員の皆さんが発言をしていただく十分な時間はとって、コンパクトに委員会を進めようと、そういう意図は私は一切持っておりませんので、委員会で十分な議論がなかったというのは、委員の皆さんが、十分な発言がこれで終わったというふうに私は、委員長としては認識して、あのような委員会の結果になってるというふうに認識しておりますので、まるで委員会が、委員長も早めに済ますために委員の発言をとめたと、こういうふうに誤解をされるようなご発言は自粛をしていただきたいなと、こういうふうに思います。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 僕、増田委員、誤解があるように思うんですけども、例えば、僕は総務建設常任委員会の委員でもないですから、別に増田委員長が当時総務建設常任委員会でやっておられたことを、私は今、全然述べたような記憶もないですし。

**増田委員** 先ほどおっしゃった。

**谷原委員** 私が先ほど言いましたのは、調査特別委員会等で誰を呼ぶかとかいうことについては、これは、最初から何度も言ってるように、名前が出てる問題とかいうことについては、これは協議会でやらなあかんでしょうということは何度も申し上げてるわけです。だけど、私は、調査特別委員会の中で、例えば、この問題をしっかり調べる必要があるのと違うかということで丁々発止やって、その後で、じゃあ、その問題を調べるためにはこの方を呼びましょうと。だから、少なくとも前段階の何を調べようとしているのか。それについてこういう問題があるじゃないかと、こういう疑惑があるじゃないかと、そういうことについては市民の皆様きちっとお知らせして、その上で誰を呼ぶかについては、これは協議会できちっと議論しましょうという、その割り振りをしっかりやる中で皆さんにお伝えできる部分があるので

はないかなということで私は申し上げているので、決して早く委員会を終結させようと思っ  
ていているというようなことは絶対ないわけですから、委員長はみずから、今、総務建設  
常任委員会の例を取り上げられましたけれども、私はそのとき委員ではありませんからあれ  
ですけれども、皆さんの議論が進むように当然配慮されているのは、それは当然だし、そのこ  
とについて私はご批判申し上げたわけではないですので、これは誤解ですので解いておきた  
いということです。

それと、先ほど言いましたように、協議会を私は持つなということを言っているのではな  
くて、それは、個人名とかそういうのが出る分についてとか、そういうものについてはあれ  
だけれども、百条のこと、言葉足らずなので誤解を受けたかもわかりませんが、先ほ  
ど言いましたように、百条では、どういう疑惑が、どこに問題があるかということはかなり  
やってるわけです。それはものすごく大事なことなので、だから、そこはオープンにできる  
かなと思って申し上げましたら、そこは誤解を解いておきたいと思しますので、よろしくお  
願いいたします。

**杉本委員長** 本題に戻します。

副委員長。

**吉村始副委員長** 今、皆さんのお話を聞いておまして、協議会が人事とかプライバシーとかいうふ  
うなことについてやらなくてはいけないということで、協議会が必要であるということにつ  
いては、何らこれは違いがないと思うんです。あとは、今、協議会が多いように見えるんだ  
けれども、今、話を聞いてた印象なんですけれども、必要だから今の状況でこれはやむを得な  
いんだというふうな部分と、いや、やはり変えていった方がいいというふうなところで今話  
が進んでいるかのように思います。それで、1つは、例えば、幾つか選びようがあると思う  
んですが、1つが、協議会と委員会の比率を変えて、委員会の比率をふやすべきだという議  
論もあったように思いますし、あるいは情報公開という意味であれば、つまり、同じように  
やるだけけれども、委員会で協議会で行ったことをより丁寧にするというふうなやり方もあ  
るよという意見もあったかと思ます。

あと、私の1つの提案というか意見として、方法とすれば、例えば、協議会の中で当然、  
プライバシーとかそういうふうなものについて、何でもかんでも公開できるものではないと  
思いますけれども、一定、全く公開しないのではなくて、そういうものにかかわらないもの  
については、ある一定のルールを持って、例えば簡潔な議事録とか、全部が全部きちっと書  
いてるものではなくて、要旨を書いたようなものを、例えば協議会については公開するとか、  
そういうふうな方法もあるのではないかなというふうな今の議論を聞いて感じました。

**杉本委員長** 西川委員。

**西川委員** 今の副委員長のあれでは、全員協議会はやむを得んというような捉え方をしてるようやけ  
ども、僕が言うてるのは、これは必要やと言うてるわけです。協議会は必要やと、このこと  
は。せやから、具体的にもう済んでしもうたクリーンセンターのことまで出してるわけです  
やんか。あそこにはいろいろ所管がまたがるわけですよ、今の委員会では。せやから、両方  
の所管にまたがるから、あれ、特別委員会を設置。そこに何が出てくるかという、あの人

がなかなかあれで協力しはらへんねんとか、この道は誰々の持ち物やねんとか、そういうふうなことを理事者が受けたりするから、それら辺をあんまり委員会で言われへんわけ、そんなことは。せやけれども、議論をしていく上については、委員には必要な情報やねん、そういうことは。せやから、それは僕は必要や言うてる。ここにも、これ、議員必携持つてはるように、全員協議会、事実上の意見調整、話し合いの場であることを基本にしたら、あくまでも活発で円滑な議会運営と活動を目指して、良識ある運用を図りたいものであると、こういうことです。せやから、あんまりやむを得んというより、これは議会議員として必要ですよと僕は言うてる。そこだけ誤解ないように。

**杉本委員長** 副委員長。

**吉村始副委員長** 私がやむを得ないと言ったのは、私の説明の仕方が悪かったです。必要な議論をします。必要なものをした上で、それが多く見えてしまうのはやむを得ないというようなことでございますので、すいませんが。必要であるということは理解いたしましたので。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私は、先ほど妥協案的なことを申し上げたつもりだったんですけど、増田委員の方から先にご意見があったので、それにお返ししてたので流れが見えにくかったと思うんですけど、西川委員がおっしゃったように、クリーンセンターの例を持ち出されて、そういうことで具体的にこういうことがあったんだというふうにおっしゃいました。それは、私は議員やってなかったんで、そういう必要なこともあるのかなと。新人議員ですので経験もないですから、それは、先輩の議員の方がそういう必要な部分があったということでおっしゃっているんで、それは尊重した上で、今後、何度かまた議会でいろんな問題が起きて議論すると思うんですけども、そのときにこういう問題意識を持って、これは協議会ではなくて委員会できちっと議論しましょうと、できるだけ公開でしましょうと、この分は協議会でやりましょうという、こういう問題意識を持って、経験を積み重ねて、その上で、ルールができるところはルールにしていったらどうかなというふうに思います。今ルールを決めるといっても、なかなか私自身もそういう経験もないですし、難しいところがあるので、今出てきてるところら辺で議論した中で、個人の名前が出てくるとか、あるいは全体にかかわることで前さばきでどうしてもこれは必要な部分とか、それはどういうものなのかということを知覚して、議会改革検討委員会の中で定期的に、ある意味ではまな板に載せて集約して行って、形になっていけば形になっていくし、ならなかったらならないままで、いろいろな中でどこかで落ち着くところがあれば落ち着くんだらうと思うんですけども。そういうことで、今このまま議論してもなかなかルール化ということも難しいし、だけど、皆さんの問題意識としては、今回こういう形で議長の提案もあって、そういう市民の方からご意見があったということで、そういう問題意識を持って今後やっていくというのが大事なかなと思いましたので、私としてはそういう考え方でおります。

以上です。

**杉本委員長** 藤井本議長。

**藤井本議長** 活発にご議論いただきまして、ありがとうございます。こういうことを話し合っていた

だきたいと私の方から申し上げて、きょう、委員会も開いていただきました。その思いとして先に述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、葛城市議会、この委員会の中で一昨年11月、議会基本条例というものも制定を、奈良県内においては先立って制定をしてもらった。公開をしていこう、開かれた議会を求めたいこうということで、そういう条例をみずからつくったわけでございます。そこから2つの特別委員会が新しくできた。そして去年、平成30年1月から12月の中で、きちっとした数字は持ってないんですけども、委員会と協議会を合わせて、前年度、平成29年に比べて平成30年は、割合は、それは私、記憶でしかないんですけど、50回。委員会と協議会、平成29年に比べて平成30年は50回多く開いていただいている。議論というものを活発にやっていただいたというのが事実であります。その中で、今まで出てこなかった市民からの声、委員会と協議会とどう違うねんというところ辺が出てきたわけです。その中身は、これもネット中継、これに関係してくるであろうというふうに思います。ネット中継で、これもほかのまちと違って早くから開始をさせてもらった。ネット中継を熱心に見られてる方は、協議会のことも、先ほど声が出てましたように、やっぱり知りたいというようなお声も出てきたところでございます。そういうことも踏まえて皆さん方のご意見を聞いて、一步でも進めていただけたらなというふうに感じています。

きょう、話をさせていただいた中で私が思ったのは、やはり私も思っております。協議会そのものをなくすことなんていうのはできない。ですけども、先ほどご意見ありましたように、協議会でこんな話をしたというのを委員会で言ったらどうやというようなお話も出てきました。これを何も今ルールにしてくださいと言ってるものでもございません。市民側に立って、委員会と協議会のあり方ということ、これは委員長権限でそれぞれの委員会、先ほど委員会主義ございましたけども、委員長権限でやられるものですから、それはそれとして決めていただけたらいいかというふうに思います。今お話しさせていただいたことを確認して、一步一步これからまた議論を進めていただけたらなというのが私の思いでございます。きょう、こうやってこの件について議論いただいたことについては感謝申し上げたいと思います。

以上でございます。

**杉本委員長** ほか、ございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 先ほど私申しましたように、議会で今何が行われているかということを知りたいという欲求というのが根本にあるかと思うんです。だから、議会基本条例でも議会のあり方を知ってもらうということで動いてるわけで、ネット中継もあっているいろいろやってるわけなんですけども、協議会をなくすかなくさないかというところの議論は、私はもうこのままでもいいかなと思ってるんです。それよりも情報公開というところに論点を置くべきかなと思ってるので、そのためには、それこそ議事録までつくる必要はありませんけども、要点録でもいいので、そこで初めてプライバシーに関することで公開できないというか、公開しないという選択が我々の方でできるので、簡単な感じで話の経緯がこういう感じで行われてますよという

ぐらいの情報公開という何かやり方を考えれば、この問題を1つクリアできるのかなとは思  
うんです。1つの提案としてそういうことを考えたらどうかなと思います。

**杉本委員長** そうですね。今、奥本委員もおっしゃってました、協議会をどう報告するかということ  
についてというのは皆さんどう思われますか。協議会は必要というのは、皆さん共通認識で  
今わかったんですけども、その協議会をどうアナウンスしていくかというか。

**西川委員** しゃべらした人が、要点筆記せえと。それで確かめると。ほんで、自分の言うたことは  
公開してくれてええよと議員がおっしゃるのであればそうかわからんけれども、協議会を円  
滑にということを書いているけど、いろんなこと発言をしていくわけやから、それが、これ、  
法的根拠がないから協議会がどうやとか、懇談会にしたらどうやとか、何か事前打ち合わせ  
がどうやとか、これは法的なことが一切かかわってけえへんから、この協議会というやつは。  
それを要点筆記するんやとか、それを公開するんやとかいうのであれば、いろんな議員の発  
言を、それを全部公開していくねんというのであれば、そうすると、議員としても個人名も  
出すわけにはいかんし、いろんなこと、そんなん出ていって、それやったらそんなん要らん  
しな。ただ、そこらはまた議運でやるのか、どこでやるのか俺はようわからんけれども、私  
の発言は公開してくれはってよろしいよというのと、これ、はっきり言うて、協議会は記録  
に残す必要がないわけですよやろう、事務局としては、記録に。

**杉本委員長** 局長。

**中井事務局長** 今現在、協議会につきましては、法的根拠がございませんので議事録はつくっており  
ませんが、先ほど言われてますような要点録は、協議会におきましては簡単な要点録を、誰  
が今回はこういうことで議論したとか、こういうことについて誰がこういう意見を言ったと  
か、発言したとか、そういう簡単な要点録は作成しております。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 全員協議会については、全く法律で位置づけられてないんですか。

**西川委員** ない。

**谷原委員** 私が持ってる、いただいた議員必携には、全員協議会についても法的に位置づけるように、  
これまで位置づけがなかったから位置づけるようにしたというふうなのがあったような記憶  
があるので、それは見ていただいたらとは思いますが、これは確認だけなので、私がき  
ょう手元に持ってないのであれですが、全員協議会のところにそう書いてあったと思います  
ので。そういうふうに努力規定なのかどうかわかりませんが、あと、それは確かめていた  
だいて、それは置いといての話なんですけど、これは私の経験なんですけど、要は、例えば道の  
駅の問題を、私は全然議員ではなかったときにずっと議論されてきた問題だったので、議事  
録を過去にさかのぼってずっと読んだことがあるんですが、所管の委員会で議論されてるん  
ですけれども、やっぱりわからないことが出てくるんですよ。わからないのは何かといた  
たら、協議会でやってはるから、だから、それが協議会でやったことが前提になって次へ進ん  
でいるところがあつたりすると、たどれないというふうなことが出てくるんです。それで、  
私は、名前とか、その件について、何か1つは、お願いして要点筆記を見せていただいたこ  
とがあるんです。要点筆記を見て、このときこういう議論をされてて、次こういうふうにな

ったのかというふうに思ったことがあります。だから、要点筆記を議員は見れるのかな。頼めば見れるんですよ。だから、そういうところ辺で、要点筆記については名前なんか出てません。名前というか、ほんまの要点ですからね。だから、こういうことが議論されたとかいうぐらいのことだけでも、先ほど吉村副委員長がおっしゃったように、例えば委員会の頭に、前回、協議会を開いてこういう議題で議論しましたぐらいを紹介するだけでもつながりはよくなるんです。後から見てみても、委員会の議事録を見ても。だから、そういうやり方もあるのかなと。つまり、協議会ばかり開いてというご批判がある中でも、多少そこは、協議会でこういう議論をされてたのかなということがわかるようなことはあるのかもわからんなど今思いましたので、いろんなやり方があると思うので、奥本委員がおっしゃったように、要は情報公開という観点から、協議会は必要だというのは皆さん、もう共通認識なので、それを情報公開といった観点から、協議会の記録をどう扱うかという観点から攻め口はあるのかなというふうに思いましたので、そこら辺は、委員長、副委員長の方でまたご検討いただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

**杉本委員長** 増田委員。

**増田委員** これ、協議会で1つの協議をした続きに委員会をしてるという認識は、私ないんですよ。もしあるとすれば、蒸し返しといいますか、繰り返しになっても、その議題についての議論というのは、再度委員会でやってもらうというような方向で、オープンにできる分については全て繰り返しの議論も私はするべきかなと、今お話聞いてて、そういうことで前からのつながりもできてくるでしょうし、前回、委員会をやりましたと。次に協議会をやって議論した、その議論をその次に持ってくるとなると、今おっしゃってるように、その真ん中の空間で、あそこからここまで飛んじゃったのというふうなことに、聞いてる人から見ると理解しがたい、そういうふうな内容かなと思うので、つながっていくような委員会、協議会の内容についての再度、委員会にその議論について、できる範囲内、できる限り、委員会に議論を持ち越すと、こういうふうな心がけで委員会を進めるべきかなというふうに少し感じました。

**杉本委員長** ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**杉本委員長** そしたら、皆さんの意見を真摯に受けとめて、正副でまた取りまとめまして、次回以降、協議させていただきます。

次、移らせていただきます。

次に、理事者側と事前打ち合わせを行うことのあり方についてご意見を伺いたいと思います。このことについては、皆さんもご存じのように、道の駅調査において、説明員である職員と議員活動の一環として事前に打ち合わせを行っていたことが報道されました。葛城市議会基本条例第7条で規定しております、議会及び議員の執行機関との関係にございますように、疑惑が生じないようにしなければならないと思うところでございます。このことについて何かご意見ございましたらお伺いしたいと思いますけれども、何かございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 僕もようわからなかったんですけど、理事者側との打ち合わせの問題ということで今おっ

しゃったんですけど、それは、一般論ということではなくて、言ってみれば、道の駅調査特別委員会の協議会に職員を呼んで事前聞き取りをした。そのときに事情聴取した前の日に事前調査があったのではないかというふうなことでの問題に限ってということなんでしょうか。

**杉本委員長** いいえ。

**谷原委員** それも含めてということですか。この問題の所在、議長の方から、多分このことを検討してほしいというふうにおっしゃったと思われますので、議論の方向としてどういうことだったのか、議長の方からきちっと聞いた上でご意見なりを述べたいと思いますので。

**杉本委員長** 議長。

**藤井本議長** これも、先ほど話していただいた協議会のあり方とも関連はしてくるだろうかと思います。葛城市議会、昔からの流れ、それも歴史だろうかと思いますけども、やっぱりしっかりと議論をしていこうと、活発な議論をしていこうという中で、先ほども出てたように、協議会というのはせなあかん。これが先ほどの意見として、ただ、それを今後考えていこうということになりましたけども、必要やと。それと同じように、委員会主義で委員会も本会議も活発にやっていこうという中で、やはり事前の打ち合わせ、多分、一般質問を初め、各常任委員会を初め、いろんな委員会の中で事前の打ち合わせというのは、私は、現状としてあるのではないかと、このように考えております。これがあることによって、先ほどから申し上げてるような円滑な委員会というのが、またスピーディーにやっつかないあかん、いろんな議論をやっつかないあかん、まちづくりの中でそれが必要であろうかと思うわけですけども、その辺の現状と、それと、その方法の是非というものを、行き過ぎた部分というの、職員側の方から、理事者側の方から言ったらあるときもあるやろうし、議会としてはもっと入り込みたいという部分もあるやろうし、そういったところをお話をさせていただきたいと、このように申し上げてるところであります。その中にはいろいろあるかと思いますが、1つ1つ、この案件、この案件というのではなくて、全体としてお話をいただけたらと、そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

**杉本委員長** 西川委員。

**西川委員** はっきり言うけど、これ、読売がこういうことを書きよったわけやね。職員と密会、特別委市議がと。これ、はっきり先に言うておきますけれども、ほかの議員は知りませんよ、僕は、これ、密会って、一切口どめもしてませんし、寄ったことを誰にも言うなとも言うてませんし、ほんで、ここで話を聞いたことをこういうふうに言えと言うたこともないし、それを誰にも言うたらあかんと言うたこともない。これ、密会ってこういうふうなことを言うてるけれども、時間系列でいうと、これ、ここに書いてあるように、2017年10月30日に監査委員が架空工事で計3,500万円の不正支出を指摘したと書いてあるけども、その前に住民監査をやられてるわけで、その当時には、はっきりとそのことをいろいろ聞いたはる議員もおったかしらんけれども、僕らは一切、どういうことなのか、何が起きてるのか、住民監査請求で何をどういうふうなことが起きてるのか全然知らされてないわけで、ここで言うてるように、ここでまた市が職員6人を虚偽公文書偽造で刑事告発したと。誰が告発されてるのかいまだにわかりませんよ。誰をどんなことでどう告発したのかも、誰をやったのかも、いま



だに市は言うてませんよ。そのときに何が起きているのか、所管がこころやから、こういう人らに話を聞こうと。それも、どういう形で、今、生野のこれも出てるけれども、そのときに生野なんかまだ何にもあらへんわけで、どんなことになってるねんと。今の市長に近い議員とかあんなんはようわかったはるのかしらんけど、わしらは全然わからへんわけや。それで、職員の人たちが、私はこういうふうなことで、ここでどうなんねん、こういうふうなことで私もやっぱり告発されるのやろうか、こういうことやろうか。

僕は、道の駅のことで何が告発されて、何を言われてるのかわからへんから、どういうふうなことなのか整理をせんなわからへんから整理をした。ほんだら、ずっと読んでいった中で、読売新聞、これ、またあれをしてるけれども、情報公開でとったと言うとるけれども、ボーリングそのものについても、市もボーリング調査をやったということだけしか監査委員はふれてないわけや。それを、こういうふうなボーリング調査やって2,800万円や7,800万円が何で出てきたんねんと。いつ、これ、ボーリング調査やってんと。そこをずっと突っ込んでいったら、ボーリングをやった部分も同じように偽装の契約、偽装工事をでっち上げてボーリングの調査費をはじき出してるわけや。そんなんもいろいろと議員活動の一環で活動せんとわからへん部分があるからやったわけで、これは、はっきりと、落ち着いてから読売の方のインタビューにもわしは1時間か1時間半答えたけども、一切わしの言い分は載ってませんよ、これ。ほんで、こういうやり方や。せやから記者に言うてるやん、密会なんてしてない、口どめもしてない。議員活動の一環やから、わしは必ずやっていきますよ、何かがあったら。職員に聞かんなん部分はやっていくし、理事者に聞かんなんことあったら聞いていくし、せやから、こういうことで議員活動を縛られるのはかなわんから、これは、はっきりと記者にも言いましたし。記者は、いや、こういうふうに黙っててくれ言われた人もおりますねんとか何か言うとったけど、一切そんなことは言うてない。それを、こういうふうな密会なんて、ほんまにそういう口裏合わせを、いろんなことをしてそんなことをせんなんのやったら、こんな新聞社やそんなんに漏れるようなことをわしはしませんわ。初めから堂々と、その人らがどんなことを言いたいのか、どういうあれなのか整理しただけで、別にそれも職員が全部いろんなこと終わらんと、いろいろと職員の就業時間が終わらんと集まれへんいうさかい、そしたら終わってから集まっているような情報収集、わしらなりに情報収集せんあかんもん。そんな住民監査請求をしはった住民の人より、議員がものをよう知らんいうようなことがあったらかなんもん。そうですやろう。せやから、初めてこれ、情報を入れただけで、こんな密会も何もしてませんし、ほいで、圧力もかけてませんし、それが何か、特別委員会の協議会があるのを控えて、それがわかってて口裏合わせしたって、そんな姑息なこと私はしませんので、あくまでも議員活動の一環でやりましたので。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 具体的な問題で西川委員もおっしゃられたので、この問題について私の意見を述べておきます。

1つは、議会で調査委員会を立ち上げて、議会として我々は調査をするということになってました。今でもやっておるわけですがけれども、議員個人の調査する権限と、議会の委員会

として調査するものと、これは、明確に分けた方が私はいいと思ってるんです。そもそも、我々議員の調査権というのも基本的には議会の調査権ということでありますから、議会が委員会を立ち上げて、そこで正式に職員さんが、どういうことがあったのかということを経験者が聞くということで、本来だったら、委員会を開いて参考人として呼び出すところを、議論の中で具体的ないろんなことも出てくるから、また職員さんも話しにくいこともあるだろうからということで非公開の協議会に呼ぶということになって、それで、私もその委員でしたから、協議会でいろいろ職員さんにお聞きしたいことは当然あったというわけでありまして。もちろん、私も道の駅のことについてはいろいろ調べてきましたけど、職員さんに直接聞いたことはいまだにありません。職員さんに、この点はどうですかというふうなことで、私個人として職員さんに聞いてることは一切ないんです。もし、聞こうとすれば、議会の委員会として、委員でありますので、委員会にきちっと参考人として呼んで、そこで、公開の場で、議事録が残る場できちっと証言していただく。これが私は議会活動だと思ってます。私個人がその職員さんのところへ行って、お話を聞いたとしても、それはあくまで個人的なものです。議員個人のものでありますから、公のものではありません。公のものとして委員会として調査をやっているわけでありますから、あくまで個々の職員をちゃんと呼んでそれを調べるということであれば、やっぱり委員会にちゃんと正式な手続を踏んで、参考人として呼び出して聞いていくべきだと私は思います。そうすれば議事録にも残るわけですし、本当にしっかりと議会として調査になるというふうに思います。ところが、私が読売新聞の記事で問題だと思ったのは、委員会の委員長、副委員長が、あと、ほか2名の議員の方、これも委員の方ですけども、が一緒にお会いして、当日呼ばれる職員さんを中心にお呼びしたのかどうか、僕はそこはわかりませんが、お会いして、そして、先ほど西川委員のおっしゃるように、どういう問題、どういうふうに言うのかというのを整理したということであれば、事前の委員会としてすべき調査を、委員長、副委員長おられる中で非公開の場でやったということになりますので、これは、私としては、委員会運営としてはふさわしくないのかなというふうに思います。だから、議員が、僕はそれもふさわしいのかどうかはよくわかりません。議員が職員さんとお話しして、これはどうやったのかということでお聞きになるのは、別にそれは議員活動の自由だからいいんですけれども、でも、本来は委員会として公式の場にお呼びするようになった方については、やはり委員会としてきちっと聞いていくということに努力すべきではないかなと思います。特に委員長、副委員長がこういう場に出ていくことは、やはり非常に、そこへ大学の先生もコメントでお書きになっておりますけど、何か議会としてやはり公のものとしての活動としてふさわしくないように思いますので、だから、ここは今後とも注意していくべきではないかと私は思います。これは私の意見で、西川委員とはいろいろとこの間もお考えを聞いてますので、意見は違いますが、委員会運営として、私はもうちょっと検討する必要があるなと思いますので、申し述べておきます。

**杉本委員長** 西川委員。

**西川委員** 言うとかけど、一切密会なんていう言葉は当たりませんので、一切口どめもしてませんし、ここへ来たことを黙っとけと言うたこともないし、議員の活動の一環としてやります。これ

から百条の調査をやるについても、谷原委員はそういうふうには正面からやっていって、委員と接触しやへんとおっしゃるのであればそうかも知りませんが、百条の委員会もあるので、その委員会だけでの証人、参考人だけではない。そのときにきちっと聞くがために、きちっと必要な人には必要な情報を僕はとりに行きます。そうでないと、議員としての職責を果たされへんと思っておりますので、そんな正式な委員会の場合だけで情報が議員に全部入ってくるには僕は思ってませんので。必要なときには必要な活動をします。それで、このことに関しては、一切市が、例えば、3つの民事訴訟をやってみたり、5人か6人か知らんけれども、いまだにわからんけれども、刑事告発してみたり、そういう全体の流れが、住民監査請求をされた方よりも、情けないことで、僕らの方がわからんかったわけやから整理をしたという、そのときの大体ここが所管になるやろうという方々が来て、それを私は議員活動の一環として情報を収集しただけのことであって、この先生が何か知らんけど、大学の先生が慎むべきやというのは、それやったら先生呼びますよ。議員活動、あんたがやったことあるのか、どんなことなのか、ちゃんと。これは、読売新聞の記者が説明して、それやったらこうやというふうなことを載せてあるだけで、こっち側の言い分を聞いてこの人がコメントしてるわけやないんで、僕は何ぼでも言いますよ。ただ、そういうふうな活動はさせてもらってるので、あくまでもここで書いてるような密会なんていうようなことは一切ありません。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 密会かどうかは別として、会われたわけですよ。つまり、勤務時間外に会われたと。調査というふうにおっしゃっていますけども、そこまでいっぱい時間はあったわけで、これが問題なのは、協議会でその方たちを呼ぶという段階の後にそういう方たちと会われたから、事前打ち合わせ、先ほど言ったように、どういうことを聞くと、俺はこういうことを聞くぞと、こう答えろみたいなことがあったの違うかという誤解を招くことになる。だから、百条で証人を呼んで、質問を弁護士と一緒に我々は練ってます。それは、事前には漏らしたらあかんでしょうと、ある意味で。それは対策を練ってくるわけですから、そしたら、ちゃんとした調査にならないので、だから、そういうことがあったかどうかは私はわかりません。わからないけど、そういう疑いを持たれることになったから、あんな新聞記事になったんだと私は思ってるんです。これが、西川委員がもっと以前にこの流れについてそれぞれやっておられたらここまで問題にならなかったことなので、少なくとも証人として呼ぶというふうな方に事前にそういう形で会って、しかも、委員長、副委員長も含めて会うということはやめていただきたい。これは、私は、そういうことを俺はやるんやというふうな方がおられたら、それは残念なんですけど、そういうことなんですよということを理解していただいて、ぜひ、委員会がちゃんとできるように、先ほどからあるように、理事者との事前打ち合わせのところに関係してくるところでありますけれども、そういうことの疑いを持たれないように私はしていただきたいなと思います。

**杉本委員長** 西川委員。

**西川委員** 何ぼでもこれ、エスカレートしますよ、この議論をやると。百条の委員会だって、はっきりとその当事者である議員とお話をされたら谷原委員もちゃんと言うたはるんですよ。それ

で、参考人と呼んだ方との議会の証言の食い違いがあると。その証言をせんなん議員と話を聞いたと、こういうふうにおっしゃってるんですよ。せやから、それはそれで議員活動の一環やから、それはやっぱり事前に話を聞いておかんと、ぼんと臨まれへんやろうと。今そういうふうに、道の駅のこのことだけ捉えておっしゃるけど、百条だって同じですよ。同じように聞き取りをやりましたという話ですやん。それで、ある証言者との食い違いが出てきたと、こういうふうにおっしゃってるんや。やってるのは確かですやん、これ。それは議員の活動の一環としてやるべきときはやらんなんのはしゃあないのと違うかなと僕は思います。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私も、議員が個人としてやられることは否定はしてません。先ほどから言ってるように。そういうふうに議員として事前に職員さんに話すのは、別にありますよ。それは議員の活動だから。だけど、私が言ってるのは、呼ぶということがわかった職員さんと事前に、委員会の委員長とかが会うということは、これは具合が悪いですよということを言ってるわけで、だから、要は、委員会として参考人として呼ぶというふうな方に対して、そういうふうな疑いが持たれるようなことは、絶対私はやってはあかんと思いますよ。

**西川委員** ほな、谷原委員もしたらあかんやんか。

**谷原委員** 私だって、例えば岡本議員が横におられたら、例えば、これはほんまはどうなんやって聞きますよ。それは調査かどうかはわかりませんけどね。だから、そういうふうなことの中で、それは、個人的にわからないことがあったら聞くのと同じで、先ほどあったように、職員さんに対してもこれはどうなんやと、こういうことになってるけどどうなんやというふうなことはありますよ。だから、そんなことを、議員の活動を縛るなというのは西川委員と同じで、そんな縛るものではないんだけど、今言ってるのは、参考人として呼ばれた方との事前にそういう形で、委員長、副委員長も含めた形でやるのはいかなものかなということを申し上げているわけなんです。だから、これは、理事者側との事前打ち合わせというところの問題意識と関係するところですので、そういうことで、これは意見が平行線なので、これ以上やってもどうかなとは思いますが、今後、ほかの理事者側との打ち合わせの部分でもどうかなというところ辺で議論していけばと思います。

**杉本委員長** ほかのご意見はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** これがいいか悪いか、その当事者でもないし、その現場のこともわからないので、そのジャッジは私はしませんし、誰もできないと思ってます。要は、やはり倫理観の問題なので、李下に冠を正さずということわざがあります。桃の木の下で冠をなおしただけやのに、とったと言われると。それと同じことだと思うので、谷原委員がおっしゃるように、疑われるような行為を慎むべきという、本当にそこだけかなと。これはそれぞれの、誰であれ、全て自分も含めて、議員としてそこはわきまえていかなあかんなどということなので、それを守っていくということを確認するだけで終わるしかないかなと思うんですけども。

**杉本委員長** 西川委員。

**西川委員** 谷原委員、岡本議員の名前出されたけど、岡本議員も百条の証人として呼ぶんですよ。そ

の方と話をしたというのと何が違う。そんなん俺はそんな話をしたってええのと違うかなと、僕は情報を入れるために。そんなん別に谷原委員を責めるわけやないですよ。せやから、岡本議員も証人で呼ぶんですよ。その人とこういう話をした、それで食い違いがあると言うたはるんですよ。それとこれとどこに違いがあるん。何も僕は議員活動の一環としてきちっと情報を得るためにはいろんな人から情報を得にいきますよと、こういうことでございます。

**杉本委員長** そうですね。議論は平行線なので、次回以降、よろしいですかね。皆さんの意見を……。

**谷原委員** 議論が平行線なので、この議論はここで置いといて私は思います。ほかの方は、意見があったらまたあれですけども、要は、理事者側との事前打ち合わせということなんですけれども、私もいろいろと議会改革の本を見てみますと、あるいは新聞記事なんかでも時々出てきますけれども、理事者側との打ち合わせということで、一般質問の際に理事者側と打ち合わせをします。これは、理事者側の方がどういう質問を、こちらが発言通告書を出しますので、その発言通告書に基づいてどういう質問をされるんですかということを経理事者側が来られます。この来られる理由は、私もやむを得ないかなと思うんですけども、全く準備できなかったら、本会議で全く答えられないと、議事がとまると。そこで議会運営をスムーズにするために、事前に知っておきたいというふうなことがあって来られるのかなと思って、それについては、私も新人議員としてそういうものかなと思ってきたんですが、いろいろ議会改革の中の話だと、それが行き過ぎて、言ったら、問答集ができ上がって、そのシナリオができ上がってその中でやってるというふうな議会になると、これは、市民にとっても緊張感のない、言ってみれば、議会と行政の理事者側がなれ合っているように感じるということで、それが市民の方とか国民の方にとっては、それはどうなんだというご批判をいただくということがあるんだろうと思います。だから、この点について、私も新人議員でこういうものだと思ってきたので、もちろん、私としては、全然違う質問もしますよということを申し述べますし、このとおりにいきませんよというふうなことを申し述べたりしますが、ここら辺のことが、はっきり言ってどの程度許容されるものかということは、私はよくわかりません。それで、議長がこの問題意識を最初におっしゃいましたので、どういうことかもうちよっとお話ししていただいた方が議論として深まるのかなと思いますので、この点について議長のお考えをお聞かせ願いたいんです。

**杉本委員長** 議長。

**藤井本議長** 冒頭に申し上げましたように、議会も変わっていかなあかん。そのための議会改革をやってるわけです。今、谷原委員の方から、一般質問のときの通告書を出す。正直なところ、こういう答えをさせてもらいたいというようなことは先にわかっているというのが、どの程度かわからないけども、存在するというふうに思います。言ってみれば、劇になっている。議論じゃなくて劇になっているようなところがある。それを、先ほどから言ってるように、私は、この前も何らかのところでちゃんと話をしましたけども、特に一般質問、またこの委員会でのこの質問に対する答えということについて、先に事前に打ち合わせする。円滑に議論を進めるという意味ではいいんですけども、議論にならない、劇になっているという部分がございますので、こういったところを、あくまでこういうお答えをさせてもらいたいという職員側の気

持ちもわかるし、それはそれとして受け取っても、あくまでもこんな感じですよというぐら  
いのことで受け取ってやるのがいいのか、そこら辺の現状とか皆さんのお考えというのも話  
し合っていたきたいということを申し上げてるところですので、それにご理解をいただいて、  
議論を進めていただきたいと思います。

**杉本委員長** 何かご意見ございませんか。

西川委員。

**西川委員** 一般質問でいろいろと聞きたいこと、資料を請求しておくことは、議員にとって、質問す  
るのに必要な部分は、やっぱりもろうとかなとできへんし、向こうも資料をそろえんとでき  
へんし、そこを議員が職員を追い詰めるんじゃないけれども、議員が言わんとしてることを  
引き出そうとするのは、引き出せたり、そんなことをするのは、一般質問でいろんなことを  
引き出したりするのは、議員それぞれの力量やと思います、それは。

**杉本委員長** 増田委員。

**増田委員** 一般質問の打ち合わせのことですけども、1つは、事前通告をしないと、何を聞くかわか  
らんものに即座に答えられないと。これが事前打ち合わせの必要性やと思いますので、ここ  
のどこは、私はちゃんと相手に伝わるように、紙ベースで伝えるだけで伝われば、もうそれ  
でもいいんですけど。打ち合わせという、こういうふうなことを聞くよというのは、結構私  
も細かく細分化して、これ聞いて、その返答に対して、それならこうやなど。その辺のとこ  
ろまでは打ち合わせは事実やっています。そうしないと相手に伝わらない質問というのは、相  
手にとっても大変でしょうし、私もいらいらして前に進まない、こういうことになるので、  
当然、投げかけの通告の打ち合わせというのは、私は必要やというふうに思います。ただ、  
議論となると、1つのテーマを2回、3回繰り返すと、その次ぐらい、2回目ぐらいからは  
アドリブといえますか、その返事に対しての打ち合わせなしのぶっつけになりますので、皆  
さん方もそのような打ち合わせ程度なのかな。全部のシナリオが、100%打ち合わせの中で  
問答集ができてるといふようなことは、ネットをごらんになってる皆様、誤解のないように、  
そういうことはないということで、一定の質問の詳細な項目までをちゃんと通告している  
というのが私の例ですので、それで一定の返答をいただいと。ただ、満足な回答を得られ  
てない事実もあります。そこではいろいろと感情的になったりはしてはしますが、感情的に  
なるときは、思うようにコミュニケーションが図れてないなというふうに理解していただ  
いたらいいかと思いますけども。私は、必要な打ち合わせであるというふうに思います。  
ただ、行き過ぎて誤解のないようにというふうなことが、先ほどの一緒ですけども、一定  
の通告打ち合わせは必要やというふうに感じます。終わります。

**杉本委員長** ほか、ございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** この一般質問のことに関してなんですけども、これも実は立場が違った2つの考え方があ  
るかなと思うんです。まず、議員からしてみれば、議員の活動としてのハイライトである一  
般質問というところで、市の方向性をただすというところで、それに対して、質問を踏まえ  
て方向性を若干なりとも修正していけたらという思いがあってやるわけなんですけども、そ

ここでシナリオがあるかないか。大まかなやつは打ち合わせでできるんですけども、やっぱり詰めのところは自分の意見が通るので、相手と折り合わなくて満足な回答を得られないということも当然あるかと思います。それはそれで、そういうのが一般質問であって、それをうまく持ち込めるかどうかは、西川委員おっしゃったように、議員の裁量というか力かなと思っております。

実は、私、もう一つというのが、今話に出てこなかったんですが、これは、私の友人である自治体の職員から聞いた話なんですけども、要は、いろんな自治体の行政が時間かかってしまうのは、議員の一般質問にも原因があるんですよと言われたことがあります。何かというと、本来、こういう質問を今する必要があるのかというのをやってくる議員がいて、質問が出た以上は我々も調べんとあかん。そこに時間をかけてしまって、本来やるべき業務が後回しになっていくこともあるということをおっしゃった。国会でも見てると、過去に、UFOがありますとか、外務省のワインを何本買いましたかという質問があって、ニュースになったこともありますけども、言ってみれば、今その問題をあえて取り上げる必要があるのか、一般質問で言う必要があるのかと一般人が見てても思うような内容というのはあるわけなんです。その辺は議員の方の心がけ次第かなと。だから、事前打ち合わせということは必要は必要やと思うんですけども、本当にそれが行政にとってプラスになってる質問なのかどうかをまず我々が判断する必要があるのかなと。この2点が必要かなと思ってます。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私は、一般質問の事前打ち合わせの件なんですけども、違う観点から申し上げたいのは、発言通告のみ出す、一切なしとなったらどうなるかということ、なかなか議論がかみ合わなかったり、資料が十分出てこなかったり、本会議でどれだけ議論ができるかということがあるんですけど、逆に言えば、行政は必死で勉強せなあかんわけですよ。その発言通告に書かれてる項目で、その周辺を全部洗い出して勉強せなあかん。だから、行政のレベルを上げたり、行政と議会が緊張感を持つのは、発言通告のみだというふうにすれば、これは緊張感が出るし、行政も恥ずかしい格好を、知りませんか、資料はわかりませんかと言えませんかから、本会議ですから、それは大変な緊張感があって、行政を鍛えるにはいいのかなという議論もあるんです。これは、片山善博さんでしたか、総務大臣をやられて、ある県の知事をやられた方が、議会ではそんなもんは全部自分で答えられなあかんぐらい行政マンはならなあかんのやというふうに訓示をされたそうですけれども、でも、それを求めるのは、職員さんも日常業務を抱えながらのことです。そんな極端なことをすれば、先ほど奥本委員がおっしゃったように、まさに業務も議会のたびにとまって、それは準備するということになるんでしょけど、そこはバランスなんだろうと思うんです。

私は、今の葛城市議会で、藤井本議長は問題提起されたんですけども、そういう何か劇に見えるようなところがあるのかなと。僕は、意外と皆さん、よく、僕も聞いて勉強になりますし、そこら辺がどんなことだったのかなということでも最初に議長にお聞きしたんですけども、今のところは、事前打ち合わせといってもそんなに過度なことにもなってないと思いますし、打ち合わせがどうのこうのということになってないと思いますので、そこら辺

はバランスをとりながらのことになっていくのかなと思いますので、議長のお考えをもう一度、もし、そういうふうなことがあれば、我々議員としても、それは気をつけていかなければいけないことだろうと思うんですけども。

**杉本委員長** 議長。

**藤井本議長** ここを話し合ってください、こうなってるからこうしてくださいと言うてるわけじゃない。今、きょうのお話の共通するのは何かというと、いろんな場面において円滑にやるのに、事前の打ち合わせというのを、協議会等も含めて話をさせていただいてるわけです。一般質問についてもということで、これは、通告書出すと、こんな当たり前の話ですから、これはもう議会の中で決まって通告出すねんから、その中で打ち合わせもする。せやけども、行き過ぎた部分があるのかなのかというところですよ。こう答えますから、頼みませというような部分とか経験をされたことは何人かはあるやろうと思いますけども、そういったところのないように事前打ち合わせをやっていただけたら、また、逆に、強要するようなことのないようにやっていただければ、これは、事前打ち合わせ、先ほどから言ってるように、円滑な議会ということになれば、いろんな場面で、一般質問だけと違いますよ。調査特別委員会にしる、何の特別委員会にしる、これは必要であるというところに持って行っていただいたら、それでいいんですよ。そういうことです。

**杉本委員長** 西川委員。

**西川委員** 議長の言うたはることはわかるねんけど、僕自身の一般質問は、これ、議会の取り決めで、何か知らんけれども、事前通告をせなあかんと決められてると、こう言うんやけども、そんなんは取り決めだけのこと。僕は、事前通告なしでやりましたよ。ほんだら、市長が、事前通告してないさかい答弁できませんいうて。そんな、数値を言うてるのと違うんやから、このことに何でよう答弁せんねんということで、議会とまりましたよ。これ以上質問されて、事前通告ないから答弁できませんというて、ぽんと言いましたよ。ほな、わしは、一般質問これ以上できんがなと。それは残ってますよ。局長、覚えてますやろう、その議事録。事前通告は何のためにする。それは、議員が職員に勉強さすためにするの違うわけですやん。事前に、こういう質問をして、このことにちゃんとした答弁を下さいと、ちゃんとした形を下さいよというので、このことを質問しますよと事前通告するのはそのため。あくまでも議員が何かの考えを持って理事者に対してきちっと、こういうことがあって、こういう方向性を私は考えて、こういうことと違うんですか、政策の打ち方はと、私はこうやと。議員が通告するのは、あくまでも自分の質問に対してプラスになる、補助できることをやるのであって、職員を楽にさすためにするのと違うということだけ。そこをきっちり押さえとかんと、それで、それから及んでいって、いろんな具体的なことから、自分の考えから、そのことになっていくと職員の方々は、はっきりといろんな数値、数字やそんなんで、こうや、こうやということ、統計とかいろんなことを答えてくれる。それで、最終的に理事者、市長に持っていくのは、そこを踏まえた後で政策の打ち方はこうと違うんかというのが市長に答弁もらうわけですやろう。せやから、その部分は、あくまでも議員の、自分が主体で自分のことやさかいは、事前に通告しとかんと自分の考えのどこに持っていかれへんというふうな、あ



くまでもそういう形での事前通告やと僕は思いますよ。

**杉本委員長** 内野委員。

**内野委員** 私も今、西川委員のお話を聞かせていただいて、一般質問で市民のいろんな要望とかご意見を聞いた上で、一般質問でしっかりと理事者の答弁をいただくために、私たちは一生懸命いろんな角度から質問させていただくわけなんです。そやから、やはり、今、西川委員がほんまに言われたように、答弁をいただくために、市民のためにこれはやっていかなあかんことやから、通告もやっぱり必要やと私は思うんです。また、打ち合わせもやっておくことの方がスムーズに行くから、それはいいと思うんですけれども、たまに、いい答弁が返ってこないときもあります。私は、特に公明党からもいろんな政策をしっかりと訴えていきたい。その政策に基づいて答弁もいただきたいという思いの中から、1時間しかないから、いろんな打ち合わせもしておきたいなと思うときもあるんです。でも、それは、なしはなしで、別にそれは幅を持たせて、通告はせなあかんけども、打ち合わせはその人、その人でやればいいの違うかなと思うんですけれどもね。その辺はどうなんでしょうか。

**杉本委員長** 吉村副委員長。

**吉村始副委員長** 今、内野委員もいろいろとおっしゃっていただいて、議長が問題提起をしてくださって、形式のことだけではなくて、今まさに一般質問に対する本質とは一体何かという議論になって、深まって、すごくよかったなと思っております。西川委員がおっしゃったように、議員が主体性を持ってやらなあかんねんと、それがやらなきやいかんなどって、まさにそのとおりだと思いましたが、奥本委員がおっしゃるように、市政をただすために一般質問をすべきだというふうなことだと思います。そのために、例えば事前に通告なり、あるいは打ち合わせすることによって、例えば、より議論が深まる、一般質問が深まるようなものであれば、私は、それは必要があろうかと思えます。意味があろうかと思えますが、反対に、例えば、お互い楽にするためとか、それから、きれいにまとめるためだけにとか、あるいは、最悪の場合は、議員、それもうやめといてくださいみたいなことになってしまったら、これは全く弊害のみだというふうに思いますので、そういうところをわきまえた上で、本質から外さないような、事前に打ち合わせするにしても、やっていかなければならないなというふうに今の議論を聞いて感じました。

**杉本委員長** ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

**杉本委員長** それでは、打ち合わせというものは、皆さんのご意見を聞いて、必要、しかし過度なことはしないという意見で共通認識とさせていただきます。

最後に、議会改革特別委員会の今後の協議事項についてでございます。

議会改革を推進していく上で、委員会として議論をしていくべき案件がほかにもございましたら、ご意見いただきたいと思えます。11月の役員改選が行われる前の議会改革特別委員会では、議会基本条例に規定しております議員研修の充実強化に向けた取り組みの検討というお話もあり、この件については、次年度に講師費用の予算要求もさせていただいているということでございます。また、同じく、議会基本条例に規定しております市民懇談会の開

催にいたしましても、2つの調査特別委員会の動向にもよりますが、この委員会で引き続き協議していかなければならない事項であろうと考えております。これらの事項以外に議論していく事項がございましたら、ご意見をお伺いし、そのご意見を参考に、吉村副委員長ともご相談しながら、今後の委員会の協議案件を検討させていただきたいと思っています。このことについて何かございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** きょうは、藤井本議長のリーダーシップのもとで議会のあり方についていい議論が、私もできたと思います。西川委員を初め、先輩議員のご意見を伺う機会にもなりましたし、議員の資質向上のためにも議会改革を進めていくことが、我々議員自身の成長になるなど。そういう点では、こういう機会を設けていただいたことを感謝申し上げます。

議会改革については、今後ぜひ、通年で進めていけたらいいなと思うんですけども、その上でどういうことをやっていただきたいかということですけども、私個人としては具体的に幾つかありますが、できたら、議会改革特別委員会に入られてない委員もおられますので、今の議会の改革、あるいは議会について、こういうことを今後テーマとして検討してほしいということがあれば、何らかのアンケートをとっていただけたらなと思うんです。私も幾つか書籍を読みまして、これは、東京の小金井市なんかはそういう形で議員全部にアンケートをとったら、90数項目上がって、それを全部やるわけにはいきませんから、その中で今年度はこれを変えていこうというふうな形で、議会改革の成果を挙げられたというような経験もありましたので、そういうことで提案させていただきたいと思います。

具体的には、私が今、問題意識を持っておりますのは、藤井本議長が前回、第96条第2項の件で、議会の議決事項ということで新たに加えていただいた。これは、もう本会議で決定したところでありますけれども、この件について、そのものだけでいいのかということで、私自身は、都市計画マスタープランとか、あるいは介護保険事業計画等、特にこの介護保険事業計画は、私としても厚生文教常任委員会でこの事業計画が出されて、それをもとに介護保険料を決めていくというものなのに、その計画がその決定の後になったという、非常に僕は、これはおかしいのではないかというご意見を申し上げたところなんですけれども、扱いが今後、介護保険については、やっぱり市政としてもしっかり取り組んでいかなければいけない問題なので、議会として取り組んでいくべき問題だろうと思うので、こういうものなんかについても議決事項に私はすべきだと思うんですが、ほかの市町村でもそうされてるところもありますし、第96条第2項については、藤井本議長がおっしゃった総合計画と、それから国際交流と2つ入れられましたけど、そのほかについても議会として議決事項として求めるものがないのかということ、ぜひ検討していただけたらなというふうに思います。

あとは、ほかにもありますけれども、もう1点だけ申し上げて、あとは、できたらそういうアンケートをとっていただいて、皆さんの問題意識を共有して議会改革できたらと思うんですが、政務調査費及び政務活動費の件をどうするのかということは、これは、議会基本条例のときにもご議論があったようなことは聞いておるんですけども、葛城市はございません。それでいいのかということの問題提起だけさせていただきます。と申しますのは、私は、

議会議員の資質向上のためには、議員がしっかりと研修を受けに行く、勉強するということが大事だろうと思います。研修のあり方等もかわるのかもわからないですけども、議員のさまざまな活動について、これは、政務活動費が本当に議員の生活費になってしまうような、そんなことになっては具合が非常に悪いわけですけども、何らかの形で本当に議会活動が前向いて進むような形で、あるいは市民の皆さんにも納得できるような形でこの問題をどう扱っていくかというのは、一度議論しておく必要があるのではないかなというふうに思います。ほかにもありますけれども、とりあえずこういうことを、ぜひ議論を深めていただけたらと思います。

**杉本委員長** ほか、ございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 我々が議員になる前のどちらかの委員会で視察に行かれたということですけども、議会のICT化の推進、タブレットを入れたりとかいろんな情報を、メールないし何かの電子的な手段で行うとか、いろんなことあると思うんですけども、あと、このフロアで無線ランが使えるか、いろんなことありますけど、そういった意味のICT化についての話し合いを持っていただけたらと思います。

**杉本委員長** ほか、ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** これは、もう一つ検討していただきたいことがありまして、できたら急ぎになるのかなと思うところなんですけども、予算特別委員会と決算特別委員会のあり方なんです。他市では、見てみますと、言ってみれば、議長あるいは監査委員の議員以外は全員所属をしてやっておられるという議会もあるようです。あるいは予算委員と決算委員を同じにするというふうな議会もあるようです。予算をやったんだから決算もという。だから、今は予算委員、決算委員のあり方、大体皆さん、委員外議員も含めて、予算特別委員会、決算特別委員会はほぼ皆さん出席されているような状態ですので、これについては委員をどうするのか、今のままでいいのかということも含めて、1回議論していただいて、私としたら、全員参加でもいいのかなと。時間がかかったりするかもわかりませんが、そこは節度を持って、いろんな方が意見を述べる機会があつたりする方がいいのかなというふうな気がしておりますので、1回検討していただけたらなと思います。

**杉本委員長** ほかにご意見ございませんか。

西川委員。

**西川委員** 谷原委員、議員監査の監査委員も予算、決算の委員に入ってもええんかなというふうなことをおっしゃった。

**谷原委員** 全員だけれども、その方は外してるというふうなところはあるけれども、それで全員でやるとこもあるということ。それは、いろんな議会がある。

**西川委員** いろんな議会というよりも、監査は、はっきり言うて、予算にしても決算にしても、監査は、例えば予算の使い方、これでええというて予算特別委員会、よかったら可決する、修正やる、それでまた否決する、いろいろあるけど、例えば、議会として理事者で予算を可決し

ていくと。それで、毎月でも月例でも、監査委員として入ってて使い道を監査するわけやから、その使い道を監査した者が、予算のこれで使われてるか、これはどうやというふうなこと、あと決算に、その使い道をずっとチェックしてるのは監査委員やから、その監査委員が決算に入ってきてうんうん言うのを見たら、おかしいな。矛盾するからね、これ。せやから、あくまでも議会の方からの監査委員は遠慮した方がええのと違うかというのが前から出た意見ですわ。せやから、議長がそこへ入っていくというのは、議長としての本会議での進め方があるので、予算、決算で議長がそこへ入って議論するというのも、そこはあれや。特に監査は、僕は、それは、議員監査が出てる以上は無理やと思いますよ。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。丁寧に教えていただきまして。先ほど言いましたのは、他市の例でも、全員といっても議長と監査委員を除いて全員というふうなことを申し上げたつもりだったんですけども、そういうことですので、全員という場合でも全員ということではなくて、今、西川委員がおっしゃった趣旨があろうかと思しますので、できたらそういう形で、議長、議会選出の監査委員以外の方の全員出席でもいいのかなと、予算と決算特別委員会につきましては、1回検討していただけたらなと思います。

**杉本委員長** ほか、ございませんか。

内野委員。

**内野委員** 私は、全員入るよりも、というのは、時間的にもかなり、2日も3日もなればどうなんでしょう。市役所の職員もいろんな業務もあろうかと思うんですけども、そのために会派があるのと違うのかなと思うんです。やっぱり会派でいろいろ質問することも事前に打ち合わせをして臨めば、その分やっつけていけるのと違うかなと思うことと、さっきも言ったように、最後、委員外議員の発言も許されるんやから、そのメンバーに外れた方は委員外議員で参加して、今までどおりで私はいいと思うんですけども、どうでしょうか。

**杉本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。私は、実は、個人的に1人会派になってます。杉本委員も1人会派なんですよ。それで、去年1年間やってみまして具合が悪いなというのがあったので、1人会派も入れていただけるのだったら別に構わないんですけど。と申しますのは、先ほどおっしゃったように、予算特別委員会で会派としてきちっとこれは準備して臨むと。私も、聞けないものだから、親しい議員に、議会の控室で横におられる方に、きょう、これ聞いてくれへんかというふうに頼むこともあるんですよ。でも、その方にばかりたくさん頼むわけにもいきませんし、また決算も、だから、今どうしてるかという、1人会派で杉本委員と私が決算と予算と別々に行ったりしてるんです。分けてるんですけども、そうすると、これも議員としてはもう一つ、決算も予算も出ない年が出てきたりして、会派としてとても困ってますので、そこら辺をご理解いただけたら、全員というわけではないんですけど、そこら辺を変えていただけたらと思います。

**杉本委員長** いろいろご意見出て、またこれからも今のご意見を参考にさせていただいて、また副委員長ともご相談して、今後の委員会の協議案件について検討させていただきますので、よろ

しくお願い申し上げます。

議会改革に関する事項等については以上といたします。

きょうは長時間にわたり慎重審議ありがとうございます。しょっぱなからいきなり難しい問題で、聞きながら勉強になりながら、これからはしっかりと議会改革、谷原委員おっしゃったアンケートというのを僕も今、局長といいなと思って、いろいろ更に皆さんの意見を聞いてしっかり改革をしていきたいと思います。ありがとうございました。

これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時21分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 杉 本 訓 規